

○山梨県警察山岳遭難救助アドバイザー制度運用要領の制定について

〔平成30年2月1日〕
〔例規甲（地救）第31号〕

本県警察では、増加する山岳遭難救助に迅速かつ的確に対応するため、山岳遭難発生時における救助体制の強化の一環として、山岳遭難救助活動等に関する専門的な知識及び経験を有する者にアドバイザーを委嘱することに伴い、山梨県警察山岳遭難救助アドバイザー制度運用要領を別添のとおり定め、平成30年2月1日から実施することとしたので誤りのないようにされたい。

別添

山梨県警察山岳遭難救助アドバイザー制度運用要領

第1 趣旨

この要領は、山梨県警察山岳遭難救助隊（以下「山岳遭難救助隊」という。）が救助現場等において、山岳遭難救助活動等に関する専門的な知識及び経験を有する者から山岳遭難救助活動及び救助訓練における助言を受けることにより、迅速かつ的確な山岳遭難救助活動を行うための、山梨県警察山岳遭難救助アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の委嘱及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 アドバイザーの委嘱等

1 資格要件

警察本部長（以下「本部長」という。）は、次に掲げる要件を満たす者をアドバイザーに委嘱するものとする。

ア 山岳遭難救助活動等に関する専門的な知識及び経験を有すること。

イ 警察の行う山岳遭難救助活動等に関して理解を有し、かつ、人格及び行動について社会的信望を有すること。

2 任期

アドバイザーの任期は、定めない。

3 委嘱

(1) 生活安全部地域課長は、1の資格要件を満たしている者のうちから、アドバイザーとしての適任者を選考の上、山梨県警察山岳遭難救助アドバイザー推薦書(第1号様式)により、本部長に推薦するものとする。

(2) 本部長は、(1)の推薦に基づき、アドバイザーとして適任者と認める者に対

し、委嘱状を交付して委嘱するものとする。

4 解嘱

本部長は、アドバイザーが次のいずれかに該当することとなったときは、解嘱するものとする。

ア 辞任の申出があったとき。

イ アドバイザーとしてふさわしくない非行があったとき。

ウ 1に定める資格要件に該当しなくなったとき。

エ 心身の故障その他アドバイザーとしての活動に支障があると認められるとき。

オ その他委嘱の必要がなくなったと認められるとき。

第3 アドバイザーの活動及び運用

1 平素の活動及び運用

生活安全部地域課（以下「地域課」という。）及び山岳遭難救助隊は、次に掲げる事項について、アドバイザーと平素から連携し、調整を図るものとする。

ア 山岳遭難救助隊の技術の向上に関すること。

イ その他山岳遭難救助に必要な知識の向上に関すること。

ウ ア及びイの目的達成のための教養及び合同訓練の実施に関すること。

2 現場における活動及び運用

山岳遭難現場が発生した場合の活動及び運用は次のとおりとする。

ア 山岳遭難救助隊の現場責任者（以下「現場責任者」という。）が、アドバイザーに対して、直接電話等の通信手段により現場の状況を伝え、山岳遭難救助活動に必要な助言を受ける。

イ 現場責任者が通話エリア圏外にいる等、アドバイザーから直接助言を受けることが困難な場合は、地域課が現場責任者とアドバイザーの間を中継して、現場の状況及び助言の内容を伝達する。

第4 庶務

アドバイザーの運用に関する庶務は、地域課において行うものとする。

第5 留意事項

アドバイザーは、委嘱期間はもとより解嘱後にあっても、アドバイザーの活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。